

平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)

都道府県名：新潟県
 農業委員会名：阿賀野市農業委員会

I 法令事務に関する点検

1 総会等の開催及び議事録の作製

(1) 総会等の開催日・公開である旨の周知状況

ア 周知している イ 周知していない又は周知していなかった

周知の方法	市ホームページに「総会等予定日カレンダー」並びに「総会が公開である」等について掲載している。また、農業委員会事務局等にポスター掲示し、総会日程及び総会議案の縦覧について周知している。
改善措置	特になし
周知していない場合、その理由	—

(2) 総会等の議事録の作製

ア 作製している イ 作製していない又は作製していなかった

作製までに要した期間	議事案件等の多寡により異なるが、概ね2週間程度で作製し、総会時に議事録署名委員から確認の上署名押印してもらうことにより、総会の1ヵ月後には縦覧に供している。
改善措置	特になし

※ 作製までに要した期間については、議事録の作製の手続及びそれに要した平均日数を記入

(3) 議事録の内容

ア 詳細なものを作製している イ 概要のみで作製している又は作製していた

改善措置	特になし
------	------

(4) 議事録の公表

ア 公表している イ 公表していない又は公表していなかった

公表の方法	農業委員会事務局に備え付け
改善措置	特になし

2 事務に関する点検

(1) 農地法第3条に基づく許可事務

1年間の処理件数(平成27年1月1日～12月31日): 88 件、うち許可 88 件及び不許可 0 件

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請受付では、両当事者が来庁のうえ事情徴収を受けながら申請手続きを行い、最も有利な制度に乗せるよう指導している。農業委員会事務局と農業経営改善支援センターがワンフロアであり、相互に連携しながら事務を進めている。申請された案件については、議案送付時に地区担当農業委員へ農地情報システムからの位置図(航空写真付)を送付し、現状把握や周辺に与える影響等の調査をしている。			
	是正措置	特になし			
総会等での審議	実施状況	事務局説明については、議案に基づき説明し、農地法の判断基準等についても補足説明を行うとともに、現地確認農業委員からの確認結果の合わせて報告し審議している。			
	是正措置	特になし			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	88件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0件		
	是正措置	特になし			
審議結果等の公表	実施状況	議事録に審議結果を掲載し、縦覧により公表している。			
	是正措置	特になし			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 25日	処理期間(平均)	25日
	是正措置	特になし			

(2) 農地転用に関する事務(意見を付して知事への送付)

1年間の処理件数(平成27年1月1日～12月31日): 58 件

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請時に、申請者より転用計画の詳細を聞き取り、申請書及び添付書類を確認する。更に総会前に農業委員会六役から1名と農業委員4名の合計5名及び事務局で現地調査並びに事情聴取を行っている。			
	是正措置	特になし			
総会等での審議	実施状況	事務局が議案の説明と農地転用許可基準等を説明し、更に輪番制で割り当てられた現地確認員(農業委員)が、現地調査の結果を詳細に説明した後に質疑等を受ける形式をとっている。			
	是正措置	特になし			
審議結果等の公表	実施状況	申請者に文書等で許可及び許可書の受領について通知し、許可書交付時には特に議論された事項があれば伝えることにしている。審議の内容については、議事録に審議結果を掲載し縦覧により公表している。			
	是正措置	特になし			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 40日	処理期間(平均)	40日
	是正措置	特になし			

(3) 農業生産法人からの報告への対応

点検項目	実施状況		
農業生産法人からの報告について	管内の農業生産法人数		21 法人
	うち報告書提出農業生産法人数		18 法人
	うち報告書の督促を行った農業生産法人数		0 法人
	うち督促後に報告書を提出した農業生産法人数		0 法人
	うち報告書を提出しなかった農業生産法人		0 法人
	提出しなかった理由	2件が設立1年未満につき報告を求めなかった。また、1件は休業中のため	
	対応方針	特になし	
農業生産法人の状況について	農業生産法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農業生産法人数		0 法人
	対応状況	特になし	

(4) 情報の提供等

点検項目	具体的な内容		
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数 3,805 件	公表時期 平成28年 1月
	是正措置	情報の提供方法:市ホームページで公表するとともに全農家へチラシの配布 特になし	
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 1,130 件	取りまとめ時期 平成28年 1月
	是正措置	情報の提供方法:市ホームページで公表している。 特になし	
農地基本台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 7,133 ha	整備方法 電算処理システムを導入し整備
	是正措置	データ更新:農地の利用状況調査結果、相続等の届出、農地法の許可、農用地利用集積計画に基づく利用権設定等、その他補足調査を踏まえ、毎月更新。 特になし	

※その他の法令事務

上記(1)から(4)に掲げる事務以外の総会等において意思決定を行う法令事務(農地法第3条の2第2項に基づく許可の取消しや農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画の決定等の事務)については、それぞれの事務ごとに、事実関係の確認、総会等での審議及び審議結果等の公表等の実施状況及び是正措置を点検し、(1)の様式に準じて取りまとめること。

(5) 農用地利用集積計画の決定

1年間の処理件数(平成27年1月1日～12月31日):984件、うち:決定 984件

点検項目		具体的な内容
事務関係の確認	実施状況	農用地利用集積計画の記載内容を確認するとともに、議案送付時に地区担当農業委員へ農地情報システムからの位置図(航空写真付)を送付し、現状把握や周辺に与える影響等の調査を行っている。
	是正措置	特になし
総会等での審議	実施状況	関係法令・審査基準に基づき、議案ごとに審議している。また、事務局説明では議案ごとに説明し、併せて現地確認農業委員からの確認報告を受けた後に審議している。
	是正措置	特になし
審査結果等の公表	実施状況	議事録に審議結果を掲載し縦覧により公表している。
	是正措置	特になし

(6) 地域の農業者等からの意見等

農地法第3条に基づく許可事務	
農地転用に関する事務	
農業生産法人からの報告への対応	
情報の提供等	
農用地利用集積計画の決定	

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

II 法令事務(遊休農地に関する措置)に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (平成27年4月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	6,322 ha	1.21 ha	0.02%
課 題	農業就業者の減少が加速し高齢化や担い手不足等により、不耕作地は増加傾向にある。それらが要因となって農地が遊休化し、病害虫の発生原因等となり、周辺農地への悪影響が懸念される。新たな農業・農村対策である農地中間管理事業をはじめ、経営所得安定対策や水田フル活用と米政策の見直し等を見極めながら、農地の利用状況調査の円滑な実施と遊休農地の所有者等への指導徹底が急務となっている。		

※ 遊休農地面積は、農地法第30条第1項及び第2項に規定する農地の利用状況調査により把握した同条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成27年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
0.7 ha	0.25 ha	36%

※1 目標欄には、別紙様式2の1の4の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に1の遊休農地面積をどの程度減少させたかを記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期			
		7月～10月	40人	10月～12月			
		調査方法	<p>1 管内を旧町村毎(4地区)に調査地区を分けて地元農業委員を中心に関係機関と一帯となった班編成を行い、目視による農地パトロール(利用状況調査)を一斉に実施する。遊休化した農地については、現場写真や位置図などにより調査結果を取りまとめ記録する。</p> <p>2 毎月の総会で農地法第3条及び基盤強化法(農用地利用集積計画)の案件等については、事前に地区担当委員に農地情報システム(航空写真)からの位置図を配布し、地域調和要件等の現地調査の結果報告や関係機関等からの情報提供を受け審議する。</p> <p>3 仮登記のうちや相続等の届出(農地法第3条の3第1項)、基盤強化法・農用地利用集積計画(法第18条第2項第6号・解除条件)の権利設定農地、納税猶予特例適用農地等については、随時調査を実施する。</p>				
遊休農地への指導	実施時期:1月～2月						
活動実績	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期			
		7月～10月	46人	11月～12月			
		調査方法	<p>1 管内を旧町村毎(4地区)に調査地区を分けて地元農業委員を中心に関係機関と一帯となった班編成を行い、目視による農地パトロール(利用状況調査)を10月に実施した。調査結果は、現場写真や航空写真などにより取りまとめ記録した。</p> <p>2 毎月の総会で農地法第3条及び基盤強化法等(農用地利用集積計画)の総会議案の審議では、事前に地区担当農業委員に航空写真による現地調査を提供し、地域調和要件等の現地調査を依頼し情報収集に努めた。</p> <p>3 仮登記農地や相続等の届出、納税猶予特例適用農地等については、農地パトロールの実施時期や随時調査を行った。</p>				
	遊休農地への指導	実施時期:月～月					
		指導件数:	件	指導面積:	ha	指導対象者:	人
	遊休農地である旨の通知	件数:	件	面積:	ha	対象者:	人
	農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずべきことの勧告	件数:	件	面積:	ha	対象者:	人
その他の取組状況	農業委員及び農業関係団体等による日頃の農地パトロール(目視)						

※ その他の取組状況欄には、農地の利用状況調査以外の遊休農地に対する監視活動を記入

4 評価の案

目標に対する評価の案	<p>昨年同様に、耕作放棄地再生利用緊急対策事業等の導入がない中で、農業委員会が実施する継続的な指導通知等により、自ら耕作再開や新たな利用権設定で遊休農地の解消が図られた。今後の目標値の設定については、事前に関係機関と協議する必要がある。</p>
活動に対する評価の案	<p>農業委員による日常的な農地パトロール並びに毎月の総会案件である農地法第3条及び農業経営基盤強化促進法の利用権設定等で、農地情報システム(航空写真等)から位置図を提供し、地区担当農業委員が周辺農地の地域調和要件等の確認をしている。また、関係機関等からの情報提供等による現地調査を実施し、早期発見・早期指導により新たな遊休農地の発生を抑制している。農地パトロール(利用状況調査)の実施時期については、目に見える農業委員会活動の実践の一環でもあり、地域全体に広く農地を守る運動をアピールする効果も大きいことから、農繁期中(10月中旬頃)に実施時期を繰り上げ一定の成果があった。</p>

5 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	
活動の評価案に対する意見等	

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

6 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	
活動に対する評価	

Ⅲ 促進等事務に関する評価

1 認定農業者等担い手の育成及び確保

(1) 現状及び課題

現 状 (平成27年4月現在)	農家数	2,475 戸	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
	うち主業農家	454 戸	484 経営	0 法人	0 団体
	農業生産法人数	21 法人			
課 題	<p>本市の農業構造は、総農家数、販売農家数ともに年々減少傾向にあり、農業就業者の減少が加速し高齢化や担い手不足が深刻化している。更に、先行き不透明な米の生産調整と米価の低迷などにより、農業生産意欲の減退と農村集落の活力低下が懸念されている。地域農業を維持し発展するためには認定農業者や担い手の確保が急務であり、確保が難しい集落については、集落営農組織の立ち上げや有志による法人設立など集団的な組織形態による運営体制の構築が不可欠で、効率的かつ安定的な農業経営を目指す経営体への合理的な農地の利用集積を一層強化・促進していくことが必要である。</p> <p>農業生産基盤の整備については、県平均と比較すると低い圃場整備率となっているが、農作業の効率化と生産性を図るためには、農道整備や湛水等の常襲地帯改良改修と併せて圃場整備を行う必要があり、土地所有者並びに関係機関と調整しながら圃場整備推進する必要がある。安全で安心な農作物の生産と供給への関心が年々高まっている中、旧笹神地区を中心に展開されてきた耕畜連携による減農薬・減化学肥料等の環境保全型農業が他地区にも浸透しつつあり、首都圏への農作物供給のみならず都市と農村の交流イベントも盛んに行われており、認定農業者や担い手も含めた交流事業を一層推進していく必要がある。</p>				

※ 農業者や農業経営体の把握時点が異なる場合には、欄外にそれぞれの把握時点を注記

(2) 平成27年度の目標及び実績

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目 標 ①	10 経営	0 法人	0 団体
実 績 ②	71 経営	0 法人	0 団体
達成状況 (②/①×100)	710%	0%	0%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの1の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体をどの程度増加させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
活動計画	<p>阿賀野市農業再生協議会及び阿賀野市農業振興協議会(担い手部会)を中核として、農業委員会としても積極的に参画し認定農業者の確保と育成に努めるものである。</p> <p>更に農業委員会に農業経営改善支援センターが設置されており、この組織の優位性を活用して認定農業者や集落営農組織を対象に経営相談会等の支援活動を積極的に展開する。</p> <p>また、認定農業者の優位性については、「経営所得安定対策」、「水田フル活用」制度などの説明会等を機会を捉えて周知する。</p> <p>農業委員の地域活動の中では、意欲のある農業者等の情報収集を行いながら市及び関係団体と連携を図り新たな認定農業者の確保に努める。</p>	—	—
活動実績	<p>阿賀野市農業再生協議会による認定農業者への各種支援や阿賀野市農業振興協議会(担い手部会)活動では認定農業者(農業生産法人)への経営相談会や農業生産法人研修会を開催し支援を行った。各種説明会等の機会を捉えて、「経営所得安定対策」における認定農業者へのメリットを説明し周知を図った。農業委員の地域活動では、意欲のある農業者等の情報収集を行いながら市及び関係団体と連携を図り新たな認定農業者の確保に努めた。</p>	—	—

(4) 評価の案

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価の案	<p>認定農業者の優位性が理解され大幅に目標値を上回った。実態に即した目標値の見直しが必要。</p>	—	—
活動に対する評価の案	<p>普及啓発等の活動は計画通り実施した。</p>	—	—

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	
活動の評価案に対する意見等	

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価			
活動に対する評価			

2 担い手への農地の利用集積

(1) 現状及び課題

現 状 (平成27年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	6,322 ha	2,848 ha	45.05%
課 題	<p>総農家数や販売農家数卵とも年々減少しているが、その反面、担い手農家への農地集積が加速し、5年前との比較では個別経営体(単一経営)の基準面積で旧笹神地区以外で約20aから30a増加し、旧笹神地区では約50aと極端な増加傾向にあり、山沿い地域では離農が急増し担い手への農地集積が加速している。</p> <p>地域農業の維持及び発展のためには、認定農業者等の担い手の確保と集落営農組合や法人化などによる効率的かつ安定的な農業経営を目指す経営体へ農地の利用集積を一層推進して行くことが必要である。</p>		

※ これまでの集積面積は、把握時点において担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

(2) 平成27年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
110 ha	802 ha	729%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの2の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の集積面積をどの程度増加させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	<p>農地移動が秋から春先にかけて集中することから、これまでの周期を見直し農業経営基盤強化促進法等による利用権設定事業等について理解を得ながら、担い手農家への農地集積が円滑に行われるよう広報誌や市ホームページ等を活用して制度の周知を徹底する。</p>
活動実績	<p>阿賀野市農業再生協議会や農業関係機関と連携しながら、農地中間管理事業における出し手・受け手希望者や経営所得安定対策における認定農業者の優位性、農地集積や農業経営基盤強化促進法等による利用権設定等事業が円滑に実施されるよう窓口での相談・指導及び広報誌等で周知を図った。また、事情により離農や経営規模の縮小を規模する農家からの「あっせん申出」を受けて、地域担当農業委員が調整役を務めながら、担い手農家等に農地集積・集約化を図る「あっせん」活動を展開した。</p>

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	<p>高齢化や後継者不足等の事情により担い手への農地集積が進んでいるため、目標値を大きく上回った。今後も継続して担い手の確保と農地の利用集積を強化・促進する。</p>
活動に対する評価の案	<p>「離農」や「規模縮小」等のあっせん申出が増加してきているが、年々、農地相場が下落傾向にある状況にも拘らず「米価の下落・低迷」等から、積極的な買い受け農家が減少している。このような状況の中で、地区担当農業委員のあっせん活動によって、認定農業者等の担い手への農地集積が図られるように努めている。</p>

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	
活動の評価案に対する意見等	

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	
活動に対する評価	

3 違反転用への適正な対応

(1) 現状及び課題

現 状 (平成27年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)	割合(B/A×100)
	6,322ha	0.06ha	0.00%
課 題	違反転用については、機械を捉えて広報やチラシ等によるPRを積極的に行っているところであるが、特に地元農業委員の目の届きにくい山沿いや耕作放棄地において、違反転用や不法投棄が発生しやすい環境にあり、関係機関と連携を図りながら注視する必要がある。日頃から地域情報や農地パトロールなどによる未然防止が一層重要となっている。		

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

(2) 平成27年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
0.06ha	0ha	0%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの3の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の違反転用面積をどの程度減少させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄が違反転用の引き金にならぬよう市担当部局と連携のうえ常に情報収集を行う。 ・無断転用防止に効果がある「農地転用許可済標示版」については、引き続き活用し表示看板の設置を徹底する。 ・市広報及び市ホームページ等による周知。 ・日常的に各農業委員が担当地区を農地パトロールにより調査し、違反転用が確認された場合は速やかに適切な指導を行う。 ・10月に管内全地区を対象とした農地パトロール(農地利用状況調査)を実施する。 ・違反転用が疑われる事案については、過去の農地法許可や詳細について調査を行ったうえで、本人からの事情聴取により確認された場合は、違反転用と判断されれば農地復旧を含めた対応を協議する。
活動実績	10月の農地パトロール(農地利用状況調査)で、違反転用と疑われる事案については過去の経緯等を調査しながら文書通知した。市ホームページに農地法第4条・第5条許可申請書の記入方法や申請に必要な書類等についての解説を掲載し、農地転用に係る許可手続きについて周知した。

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	農地パトロールで不法投棄は確認されなかったが、引き続き市民生活課等と連携を図りながら早期発見・早期是正指導を行う。違反転用が疑わしい案件が数件あるが過去の経緯や許可状況等の確認を行い、違反転用であれば早急に改善策を講じることとした。
活動に対する評価の案	現時点で確認できていない無断転用等が存在すると推測されるが、農業委員による日常的な現地確認や関係機関等からの情報提供を受けながら、その実態把握に努めていくこととする。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	
活動の評価案に対する意見等	

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価結果	
活動に対する評価結果	

※その他の促進等事務

上記1から3に掲げる事務以外の促進等事務について、目標及びその達成に向けた活動に対する評価を行う場合には、それぞれの事務ごとに、上記1から3の様式に準じて取りまとめること。